

2. 保健所体制強化について

今般の新型コロナウイルス感染症対応については、全国の保健所を中心に、住民からの相談対応や積極的疫学調査の実施、陽性者や濃厚接触者に対する健康観察など、非常に重要な役割を果たしていただいている。

一方で今冬の全国的な感染拡大により、都市部を中心に保健所業務もひっ迫しており、積極的疫学調査や健康観察の業務が滞るなどの問題も発生しております。感染の長期化を見据え、保健所の機能を一層強化するとともに、本庁や出先機関などを含めた全庁的な即応体制の整備を改めてお願ひする。

国としても、保健所体制強化に向けた取組を推進しているところであり、積極的な活用を併せてお願ひする。

(1) 保健所の即応体制の整備について【資料2-2】

標記については、「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」（令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、全庁的に取り組んでいただくよう要請したところであるが、昨今の全国的な感染状況については、当初の想定を遙かに上回る状況となっている地域も多くなってきているところである。

現下の感染状況を踏まえ、全庁的な体制を整備していただくよう、改めて国から保健所設置自治体に対し依頼するとともに、健康観察等に医師会等の外部資源を活用するなど、外部委託も活用しながら、更なる体制整備に努めていただくよう改めてお願ひする。

(2) 「今後の取組」に基づく対応について【資料2-3～2-9】

令和2年8月28日に政府として「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（新型コロナウイルス感染症対策本部）が決定され、保健所体制の整備についても以下の取組が推進されているところである。

(自治体間の保健師等の応援派遣について)

地域において感染が拡大した際に、当該地域の属する都道府県内の人材の調整をもってしても保健師等の専門職を確保することが困難な場合、国（厚生労働省）は当該都道府県の要請に基づき、全国知事会等の関係機関の協力を得て、全国の都道府県の専門職の応援派遣について調整を行う。

詳細については、「保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について」（令和2年9月25日健健発0925第1号、健感発0925第1号、総財調第25号厚生労働省健康局健康課長、結核感染症課長、総務省自治財政局調整課長通知）の別添1「新型コロナウイルス感染症対策における応援派遣及び受援に関するガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症応援派遣要領について」（令和2年11月2日健健発1102第1号厚生労働省健康局健康課長通知）の別紙「新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領」をご確認いただきたい。

(IHEAT（人材バンク）について)

今般の新型コロナウイルス感染症については、感染が特定の地域に留まらず

全国的に蔓延している状況であり、そのような状況においては都道府県を越えた専門職の応援派遣を行っても、十分な人員が確保できない場合が生じる。

このため、平時より各都道府県単位で、感染拡大時の保健所業務を支援することができる専門職を確保しておくとともに、それらの専門職が緊急時に迅速な支援を行うことができるよう研修等を行う必要がある。

厚生労働省では、公衆衛生関係の関係学会や団体の協力を得て、緊急時に保健所の積極的疫学調査を中心とした業務を支援することのできる保健師等の専門職(保健師、医師、管理栄養士等)の人材バンク「IHEAT(アイヒート:Infectious disease Health Emergency Assistance Team)」をとりまとめたところである。IHEATについては令和3年1月現在で約1,200人が登録されており、それらについて、支援できる都道府県ごとに取りまとめた名簿を各都道府県に提供したところである。本名簿の積極的な活用をお願いしたい。

なお、今後この名簿は今年度中に3,000人規模となる見込みであり、更新した名簿は取りまり次第送付する。

感染拡大時における保健所業務の支援要員となる外部人材については、これまでも積極的な活用をお願いしてきたところであるが、会計年度職員の任用等がスムーズに行われず、迅速な支援に支障が生じたこともあることから、各都道府県等においてはあらかじめ給与水準等任用に必要な事項を総務・人事部局ともよく調整し、速やかに任用するよう準備していただくようお願いする。

なお、IHEATについては、国と都道府県でそれぞれ研修を行うこととしており、研修に要する経費については財政支援の対象とすることとしているが、詳細については追って今年度中に連絡する。

(保健所等の恒常的な人員体制強化について)

令和3年1月に決定された令和3年度地方財政計画において、保健所の恒常的な人員体制を強化（現行の1.5倍に増員）するために必要な地方財政措置を講ずることとされた。

これは、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の健康危機管理対応力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を令和4年度までの2年間で約2,700名（令和2年度比1.5倍、令和2年度約1,800名、令和3年度約2,250名、令和4年度約2,700名）に増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、地方交付税措置について、道府県の標準団体で感染症対応業務に従事する保健師12名を増員することとしており、令和3年度においては6名を増員することとしているため、早急に保健所の体制強化に取り組んでいただきたい。

(3) 変異株への対応について

新型コロナウイルス変異株（以下「変異株」という。）の流行国・地域からの入国者に対しては、変異株の国内への流入及び感染拡大を防止するため、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底に

ついて」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和3年2月4日一部改正））に基づき、特に変異株の流行国・地域からの入国者の健康フォローアップ等を管轄保健所に行っていただいているところである。

この関連で、変異株の流行国・地域からの入国者に対する入国後の健康観察等を更に強化するため、また、現在の保健所における業務軽減のため、国において「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」（以下「特定流行国センター」という。）を新たに設置し、1月20日から運用を開始しているところである。（当面、年度末までの予定）。検疫所より各管轄保健所に、入国者の名簿は送付させていただくとともに、変異株流行国からの入国者の健康観察は特定流行国センターで行い、有症状者等を認めた場合等において、特定流行国センターから管轄保健所に通知することとしているため、引き続き対応をお願いする。

（4）地域保健対策の推進に関する基本的な指針について【資料2-10】

大規模な感染症の拡大に対応していくためには、ひとえに担当部署のみならず保健所や本庁も含めた全序的な対応が必要である。このため、地域保健対策全般について具体的な方針を示した「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（厚生労働省告示）を今年度中に改定し、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、総合的かつ速やかな推進を図ることとしている。